

連載<sup>65</sup>  
内海善雄の  
(ITU前事務総局長)  
やぶ睨み  
「ネット社会」論

情報の自由な流通は  
保障されているのか？

米国で「ネットの中立性」が問題になっている。ネットの渋滞を回避するために、大量の情報を扱う動画（インターネットテレビ）の接続を抑制できるかどうかという問題である。しかし、「ネットの中立性」とは、そのような側面だけではすまされない民主主義の根幹に関する大きな課題である。

米国の新規則

米国ではネットテレビが発達し、各人がそれぞれタブレットなどでネット配信されるテレビを見るのが日常的になった。その結果、回線容量が逼迫し、ネットが繋がらなくなるような支障が起きている。インターネット接続業者は、動画配信を規制したり、逆に、追加料金を受け取って優先的に高速配信する、いわゆる「ファストレーン」を提供するよう

になった。

これに対して、米連邦通信委員会（FCC）は「インターネットの中立性」に関する新たな規則の導入を六月十二日より開始することにした。新規則では、インターネット接続サービス（ISP）を電気通信法上、電話サービスと同じ電気通信サービスと位置付け、特定のコンテンツやアプリケーションへのアクセスを遮断することや、トラフィックを減速させることを禁じている。また、いわゆる「ファストレーン」の提供も禁止している。

新規則を順守するためには、事業者は回線容量の増大のために大きな投資を必要とし、料金値上げも必至である。この規則に対して、多数のネット関連企業が、「ネット社会の発展を阻害する」と強く抗議しており、訴訟を起す構えである。

一方、日本では、この「ネットの中立性」の議論をあまり聞かない。それは、わが国では動画配信が米国ほどは発展しておらず、また光ファイバーが普及して回線容量も十分にあり、ネット内の渋滞が起きていないからだ。

米国では、この十年間、ネットの中立性確

保を公約とする民主党やオバマ政権と反対の立場の共和党とが対立した。また、このFCCの規則制定の決定自体も五人の委員のうち賛成三、反対二での決定であった。このように政治問題化する理由は、「ネットの中立性」とは、単に動画を規制するかどうかという問題ではないからである。

通信手段の確保は統治の基本

古来より、通信手段の確保は統治の基本であった。すべての道はローマに通じる。もちろん軍隊の移動や交易のための道路建設であったが、同時に帝国の隅々まで通信手段を確保するためであった。これによりローマは広大な帝国を治めることができたのである。

中世でも領主たちは一番に通信手段の確保と独占を図ったし、米国憲法では連邦政府の重要な独占任務として郵便ネットワークの建設が挙げられている。明治政府が近代化をいち早くなし終えた要因の一つに、前島密が創設した近代郵便制度にあることも忘れてはならない。

電報や電話の出現により、郵便は電気通信にとって代わられ、全世界的に国家が独占し

て提供するサービスとなった。

二十世紀になり、民主主義や人権思想の発展とともに、言論・思想の自由のために、検閲の禁止、通信の秘密の確保、公平取り扱いなどが、多くの国で保障されるようになった。電話を例にとれば、誰でもが、合理的な料金を払えば電話サービスを受けることができ、また、誰とでも、どのような内容の会話を行うことも、会話の相手や日時さえも絶対に洩れないことが保障されるようになったのである。このように自由な情報流通の保障は、民主主義国家の大前提となったのである。

米国での「ネットの中立性」問題は、実はネット上でもこの自由な情報流通を確保すべ



生殺与奪の権を検索エンジンに握られているのが現実

「ネットの中立性」は、単純に情報の自由な流通を確保すればよいというだけの問題ではない。たとえば、ポルノや出会い系サイト等の有害情報から児童をどのように守るかという社会的な問題がある。ネット事業者が行うフィルタリング（希望者にフィルターを掛けて情報を提供しないサービス）は、中立性を犯す典型で

自由だけでは確保できない中立性

このたびインターネットも電話と同様な規制を行うことにより、事業者はその法的義務を課すことにした。

ところが、日本では、三十年前の電気通信の自由化以来、電気通信事業として取り扱われてきている。当時、郵政省と通産省との間でVAN戦争と呼ばれた激しい政策論争があった。郵政はVAN（付加価値通信サービス）を通信の秘密等、法的義務を負う電気通信事業法の対象事業であるとしたのに対し、通産は情報処理サービスで、全く事業者の自由な事業であるべきと主張した。

三年間、経団連・産業界・政界を巻き込んだ大論争が続いたが、郵政の主張通りで決着をしたのである。当時、VANと呼ばれていたものは、今日のインターネットに発展した。当時の郵政省官僚諸君はその慧眼を自負しても許されるかもしれない。



内海善雄（うつみ よしお）  
1942年香川県高松市生まれ。東大（現法学部）卒業。東芝を経て66年郵政省（現総務省）入省。電気通信の自由化など、通信放送政策を長く担当。98年国際電気通信連合（ITU）事務総局長就任。現在は一般財団法人「国際電気通信・放送コンサルティング」理事長。IEEE名誉会員。

ある。児童ポルノに至っては、業者はネットとの遮断さえも義務付けられているのである。何が合理的であるのか、ケース・バイ・ケースで難しい判断が求められる。

さらに大きな問題は、検索エンジンである。ネットを利用するに当たっては、グーグルなどの検索サービスに依存するが、その検索方法や検索結果の表示順位や内容は検索業者の恣意に任されている。どんなに貴重な情報といえども、検索エンジンに生殺与奪の権を握られているのである。

中国政府がグーグルのネット接続を禁止したり、わが国でも人名を検索すると犯罪歴も表示される検索エンジンが問題になった。

ネット接続業者の中立性が確保された今日、「ネットの中立性」は、検索エンジンの中立性にかかっている。しかし、なぜか世界的に議論が不活発である。検索エンジンに不都合な意見は、検索結果の下位に表示されて発見が難しいのかもしれないと考えると、それは考え過ぎだろうか。